三菱造船株式會社
神戸造船所

職工救濟規則

第一章　總則

第一條　當所ハ職工業務上ノ負傷、疾病、死亡ハ勿論業務ニ因ラサル傷病、死亡其ノ他吉凶慶弔及退隱等ノ爲本規則ヲ設ケ扶助救濟ノ途ヲ圖ルモノトス

第二條　職工業務上ノ負傷又ハ疾病ヲ治療スル爲當所ニ病院ヲ設ケ傍ラ職工及其ノ家族ノ傷病ヲモ診療セシム

病院ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第三條　本規則適用ノ爲職工ノ等級ヲ左ノ通定ム

一等　工長、工長心得

二等　組長

三等　伍長及賃金八十錢以上ノモノ